

地方独立行政法人神戸市民病院機構定款

目次

第1章 総則(第1条 - 第7条)

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員(第8条 - 第15条)

第2節 理事会(第16条 - 第19条)

第3節 業務の範囲及びその執行(第20条・第21条)

第3章 資本金等(第22条・第23条)

第4章 雑則(第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全に提供し、もって市民の信頼に応え、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人神戸市民病院機構(以下「法人」という。)とする。

(病院の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、次の表の左欄に掲げる名称の病院を同表の右欄に掲げる所在地に設置する。

名 称	所 在 地
神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島南町2丁目1番地の1
神戸市立医療センター西市民病院	神戸市長田区一番町2丁目4番地

(設立団体)

第 4 条 法人の設立団体は，神戸市とする。

(事務所の所在地)

第 5 条 法人は，事務所を神戸市に置く。

(法人の種別)

第 6 条 法人は，特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第 7 条 法人の公告は，神戸市公報に掲載して行う。ただし，急施を要する公告は，法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第 2 章 組織及び業務

第 1 節 役員及び職員

(役員)

第 8 条 法人に，役員として，理事長 1 人，副理事長 1 人，理事 8 人以内及び監事 2 人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第 9 条 理事長は，法人を代表し，その業務を総理する。

2 副理事長は，法人を代表し，理事長を補佐して法人の業務を掌理し，理事長に事故があるときはその職務を代理し，理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は，理事長が定めるところにより，理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は，理事長があらかじめ指定した順序により，理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し，理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は，法人の業務を監査する。

6 監事は，監査の結果に基づき，必要があると認めるときは，理事長又は神戸市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第 10 条 理事長は，市長が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第11条 副理事長及び理事は，理事長が任命する。

2 監事は，市長が任命する。

(役員の任期)

第12条 理事長及び副理事長の任期は，4年とする。

2 理事及び監事の任期は，2年とする。

3 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は，前任者の残任期間とする。

4 役員は，再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第13条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は，役員となること
ができない。

2 前項の規定にかかわらず，教育公務員であって地方独立行政法人法施行令
（平成15年政令第486号）第3条に規定する者は，非常勤の役員となることが
できる。

(役員の解任)

第14条 市長又は理事長は，それぞれその任命に係る役員が前条第1項の規定に
より役員となることできない者に該当するに至ったときは，その役員を解任
しなければならない。

2 市長又は理事長は，それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該
当するとき，その他役員たるに適しないと認めるときは，その役員を解任する
ことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか，市長又は理事長は，それぞれその任命に係る役
員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化し
た場合であって，その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でない
と認めるときは，その役員を解任することができる。

4 理事長は，前2項の規定により副理事長及び理事を解任したときは，遅滞な

く、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員の任命等)

第15条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第16条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(理事会の招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事会の構成員の3分の1以上の者又は監事が会議の目的たる事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事等)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の議事事項)

第19条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 病院、診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか，理事会が定める重要な事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第20条 法人は，第1条の目的を達成するため，次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条の表に掲げる病院の設置及び管理を行うこと。
- (2) 医療を提供すること。
- (3) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は，災害が発生し，若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ，若しくは生じるおそれがある緊急の事態（次項において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要があると認める場合において，市長から救助，救援，医療その他事態の対処に必要な業務（以下この項及び次項において「救助等」という。）の実施を求められたときは，その求めに応じ，救助等を行わなければならない。

3 法人は，災害等の緊急事態に対処するため，必要な救助等を自ら行うものとする。

(業務方法書)

第21条 法人の業務の執行に関し必要な事項は，この定款に定めるもののほか，業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第22条 法人の資本金の額は，法第67条第1項の規定により神戸市から法人に対して出資されたものとされる金額とする。

2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち資産に係る土地及び建物は，別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第23条 法人が解散をした場合において，その債務を弁済してなお残余財産があ

るときは、当該残余財産を神戸市に帰属させる。

第4章 雑則

(規程への委任)

第24条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程で定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表 (第22条関係)

(1) 土地

地 番	地目	地積 (平方メートル)
神戸市中央区港島中町4丁目6番1	宅地	31,649.19
神戸市長田区一番町2丁目4番	宅地	4,819.46
神戸市長田区一番町2丁目5番	宅地	1,320.17
神戸市長田区一番町2丁目6番	宅地	293.35
神戸市長田区一番町2丁目7番	宅地	45.22
神戸市長田区一番町2丁目8番	宅地	566.78
神戸市長田区一番町2丁目10番	宅地	199.10
神戸市灘区鶴甲4丁目4番3	宅地	1,200.42
神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目978番4	宅地	1,593.54 (持分2,430,390 分の127,000)
神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目1014番64	宅地	198.34 (持分2,430,390 分の127,000)
神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目1014番 123	宅地	38.41 (持分2,430,390 分の127,000)
神戸市中央区神仙寺通4丁目3番6	宅地	1,135.59
神戸市中央区神仙寺通4丁目3番7	宅地	241.81
神戸市中央区中島通4丁目2番9	宅地	1,223.61
神戸市長田区細田町6丁目1番2	宅地	830.70 (持分830.70 分の358.20)
神戸市長田区細田町6丁目1番30	宅地	496.16

		(持分496.16分の213.95)
神戸市中央区港島南町2丁目1番1	雑種地	15,000.00

(2) 建物

名称		所在地	構造	延べ床面積(平方メートル)
医療センター 中央市民病院	病院	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き11階建て	67,330.49
	検査所	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき4階建て	1,016.28
	集塵庫 ^{じん}	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付き平家建て	498.00
	倉庫	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て	210.60
	防疫所	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て	563.67
	店舗	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付き2階建て	1,334.52
	保育所	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	鉄筋コンクリート造スレートぶき2階建て	680.81
	ボンベ室	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て	23.25
医療センター 西市民病院	病院	神戸市長田区一番町2丁目4番地, 5番地, 8番地	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付き11階建て	27,299.74
	診察室	神戸市長田区一番町2丁目4番地,	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て	26.49

		5番地，8番地		
	集塵庫 ^{じん}	神戸市長田区一番町2丁目4番地，5番地，8番地	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建て	50.32
	ポンベ室	神戸市長田区一番町2丁目4番地，5番地，8番地	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建て	18.56
医師 公舎 看護師 宿舎	鶴甲医師公舎	神戸市灘区鶴甲4丁目4番地3	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建て	1,269.40
	篠原公舎	神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目978番地4	鉄筋コンクリート造 陸屋根6階建て	127.00
	上春日野看護師宿舎	神戸市中央区神仙寺通4丁目3番地6，3番地7	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建て	1,983.14
	春日野看護師宿舎	神戸市中央区中島通4丁目2番地9	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建て	2,045.27
	港島医師公舎 港島看護師宿舎	神戸市中央区港島中町4丁目6番地1	鉄筋コンクリート造 陸屋根8階建て	3,159.34
	細田看護師宿舎	神戸市長田区細田町6丁目1番地2，1番地30	鉄筋コンクリート造 陸屋根6階建て	1,759.88

備考 この表において，医師公舎看護師宿舎の項篠原公舎に係る延べ床面積は当該建物の専有部分の床面積(3,130.63平方メートルのうち127.00平方メートル)を，同項細田看護師宿舎に係る延べ床面積は当該建物の専有部分の床面積(2,559.91平方メートルのうち1,759.88平方メートル)を示す。